

庁舎等清掃業務 仕様書

1. 場 所 四国運輸局香川運輸支局

独立行政法人自動車技術総合機構四国検査部

2. 期 間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

3. 基本方針

- ① 建築物の各材質の特性を十分検討のうえ、最適の清掃資材を使用すること。
- ② ビルクリーニング技能士が随時作業状況を管理・監督できること、もしくは清掃員が厚生労働大臣登録機関主催の清掃作業従事者研修を修了していること。
- ③ 用水、電力は必要最小限にとどめて使用すること。
- ④ 事務室の日常清掃は、午前8時30分までに終了すること。

4. 作業概要

①日常清掃（毎日（閉庁日を除く。）と週1回の箇所あり。詳細は別表のとおり）

イ. 支局長室、検査部長室、各課事務室等、廊下、階段等

ロ. 各階トイレ

ハ. 構内清掃作業及び廃棄物分別作業

二. 検査官休憩室

床の掃き清掃をする。

汚れの著しいときは水拭きをする。

紙屑入れの内容物を処理する。

カーペットは掃除機で除塵を行う。

洗面台を清掃し、カガミを拭き上げる。

給湯室を清掃する。

衛生陶器類の清掃をする。

トイレットペーパー、便座シート及び石鹼類を補給する。

構内及び玄関付近の掃き清掃をする。

構内駐車場に落ちているボルト・金属片等の清掃をする。

週3回封印場横にある屑かごに入っている、ビン・缶・プラスチック・可燃ゴミ等
を選別して指定場所に保管する。

②定期清掃

イ. 床面のワックス清掃（5月、8月、11月、2月）

ロ. 窓ガラス清掃（5月、8月、11月、2月）

ハ. 支局長室、検査部長室及び1階・2階事務室等カーペット清掃（5月、11月）

二. 検査官休憩室（5月、11月）

5 庁舎清掃面積

摘要	面積 (㎡)
日常清掃	
カーペット	291.3829
弾性床材等（磁器 及びPタイル）	403.7955
検査官休憩室 （カーペット）	23.46
構内	

摘要	面積 (㎡)
定期清掃	
床面樹脂 ワックス清掃	347.4439
カーペット洗淨	314.8429
窓ガラス清掃 （年4回）	142.4216
窓ガラス清掃 （年1回）	44.3969
封印場・自転車置場	

[特記事項]

- 1 作業員は、身元確実な者を派遣し、みだりに交替させないこととし、事前に監督職員へ作業員名簿を提出すること。
- 2 作業に必要な機材及び消耗品は業者の負担とする。
- 3 災害防止対策及び新型コロナ感染拡大防止対策を十分に講ずること。
- 4 作業については、監督職員の指示を受けること。また、作業日報を提出すること。
- 5 不用の場への立入、書類の閲覧等清掃以外の行為を行わないこと。
- 6 作業員の電力、水等は官負担とする。
- 7 塵芥搬出は、庁舎西側ごみ置場までとする。
- 8 トイレットペーパー・便座シート・石鹸等不足する場合は、予め監督職員に報告すること。
- 9 業務遂行上必要とする官給品については、その都度協議して定めるものとする。
- 10 定期清掃の予定については、監督職員と日程の調整を行うものとする。
- 11 初回清掃業務開始前に、監督職員と清掃業務について支局で打ち合わせすること。
- 12 その他、詳細不明な点については監督職員の指示に従うものとする。

(別表)

清掃作業基準表

1 庁舎・構内

清 掃 箇 所	日 常 清 掃			定 期 清 掃			
	掃 き	拭き※	く ず 処 理	ワ ッ ク ス	金 属 磨 き	窓 ガ ラ ス	カーペット
事 務 室	1／日	1／日	1／日	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	1／6 ヶ月
客 溜 室	1／日	1／日	1／日	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	
給 湯 室	1／日	1／日	1／日	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月		
更 衣 室	1／日	1／日	1／日	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	
印 刷 室	1／日	1／日	1／日	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月		
廊下・ホール	1／日	1／日	1／日	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	
階 段	1／日	1／日	1／日	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月		
支局長室	1／日		1／日		1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	1／6 ヶ月
休 憩 室	1／日		1／日		1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	
玄 関	1／日	1／日			1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	
便所・化粧室	1／日	1／日	1／日	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	
会 議 室	1／週	1／週	1／週	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	
聴 聞 室	1／週	1／週	1／週	1／3 ヶ月	1／3 ヶ月	1／年	
外 周	1／週						

※汚れの著しいとき

2 検査官休憩室

・日常清掃

月曜～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

床掃き・拭き、カーペット掃除機掛け、トイレ・浴室・洗面所・給湯室清掃、
塵芥処理（検査場内の可燃物及び不燃物を所定の位置へ集める。）

・定期清掃（カーペット）

年2回（5月、11月）

3 窓ガラス清掃

・3ヶ月に1回行う。

ただし、1階壁スリ板ガラス及び2階聴聞室のガラスは年1回とする。

4 封印場、自転車置場清掃

・3ヶ月に1回行う。